

グループ保険 ご契約の概要について(契約概要)

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

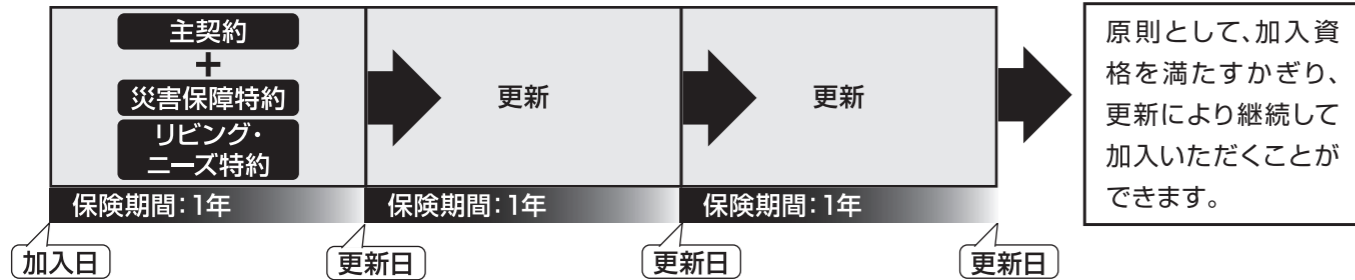
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- リビング・ニーズ特約により、保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合にも保険金の受取りが可能です。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報)

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金・給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【災害関係特約】(注1)

- 次のいずれかにより保険金・給付金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

【死亡保険金以外の保険金・給付金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)前に生じている場合

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金・給付金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合

- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

(注1)災害関係特約とは、次の特約のことをいいます。
 ・災害保障特約・傷害特約・災害割増特約
 ・交通災害特約・労働災害保障特約

- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉
生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。

ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性があらわれる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ
<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求制度に関する留意事項

- リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求することができます。詳しくはパンフレットの「受取人」項目に記載しておりますのでご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

総合医療保険 ご契約の概要について(契約概要)

総合医療保険(団体型)

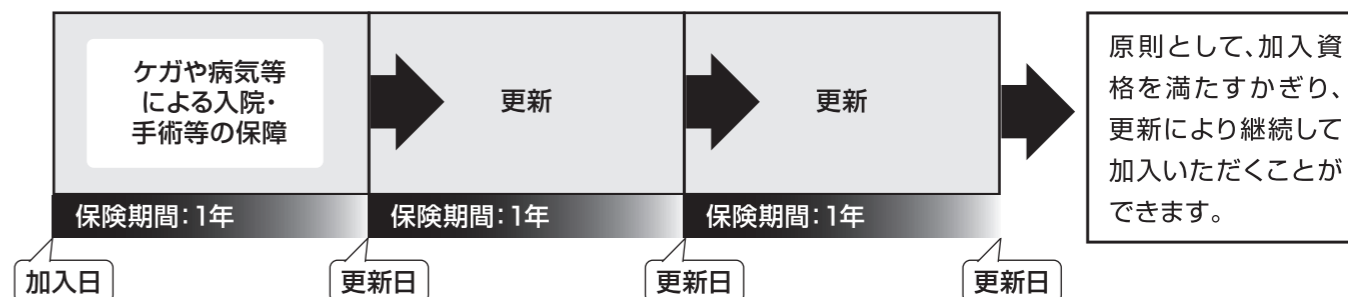
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容と保障額

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険料

- 毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。ご確認ください。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（*）については、「申込書兼告知書」またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
(1) 次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
・保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・被保険者の薬物依存によるとき
・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき（原因の如何を問いません。）
・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
(2) 原因となる疾病や不慮の事故が加入日（*）前に生じている場合
※ただし、加入日（*）からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日（*）以後の原因によるものとみなします。
(3) 告知義務違反による解除（注）の場合
(4) 詐欺による取消（注）の場合
(5) 不法取得目的による無効（注）の場合
(6) 保険契約が失効（注）した場合
(7) 重大事由による解除（注）の場合

（注）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉
生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入（*）の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために

団体定期保険・医療保険(※)セット

(※) 医療保険の対象商品：総合医療保険(団体型)・新医療保障保険(団体型)・医療保障保険(団体型)

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人がおりのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)

(*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
- (※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勤奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

<質問事項>

【団体定期保険】

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

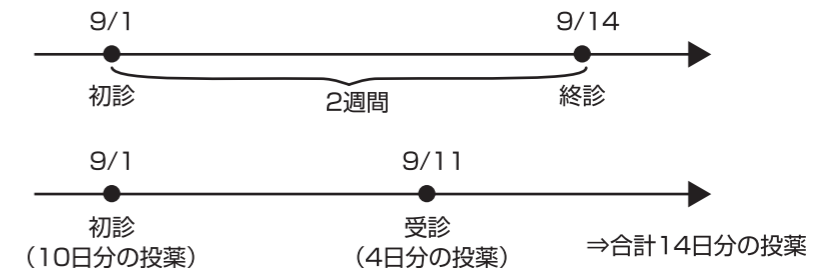
【医療保険】

1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

<補足説明>

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間(※)以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間(※)以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間(※)以上の場合や、合計2週間(※)分以上の投薬を受けた場合は、「2週間(※)以上」となります。
※医療保険の場合は、7日間となります。

【2週間の例】



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
 - ・ 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・ 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・ 妊娠(正常)による入院
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容とお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ (お申込みの前に必ずお読みください。)

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。
なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約(総合医療保険(団体型))を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消滅します。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができ、また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができ、また、上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
 - ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
 - ③治療給付率
 - ④入院給付金日額
 - ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
 - ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
 - ⑦契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seha.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。
また、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(※1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勤奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(※2)(※3)を受けたとき	入院給付金日額 × 20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(※2)(※3)を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度 ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます
放射線治療給付金	放射線治療(※2)を受けたとき	入院給付金日額 × 10	お支払限度はございません ただし、60日の間に1回のお支払いとなります

- ※1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 公的医療保障制度(別表1)(以下「公的医療保障制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限りません。
- ※3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

- (1) 次のすべての条件を満たす入院をしたとき
 - ① その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること
 - (注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - ② 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
 - 医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
 - (注) 美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
 - ③ 1泊2日以上の継続した入院であること
 - ④ 別表3に定める病院または診療所における入院であること
- (2) 次のすべての条件を満たす入院をしたとき
 - ① 骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
 - ② 1泊2日以上の継続した入院であること
 - ③ 別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金の支払に関するその他の事項

- (1) 2回以上入院をされた場合
それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- (2) 入院中に入院給付金日額の減額があった場合
入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
- (3) 入院中に保険期間が満了した場合
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

- 被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。
- (1) 次のすべての条件を満たす手術をしたとき
 - ① その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること
 - (注) 被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - ② 治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
 - 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
 - (注) 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、顕微鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
 - ③ 次の(a)(b)いずれかの手術であること
 - (a) 公的医療保障制度に基づく医療診療報酬点数表(別表4)(以下「医療診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保障制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医療診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)、ただし、次に定めるものを除きます。

- (i) 創傷処理
- (ii) 皮膚切開術
- (iii) デブリードマン
- (iv) 骨、軟骨または関節の非親血的または従平的な整復術、整復固定術および授動術
- (v) 外耳道異物除去術
- (vi) 鼻内異物摘出術
- (vi) 抜歯手術
- (b) 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切開、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
 - (1) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
 - (ii)(a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
 - なお、検査、診断、計測、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。
- (2) 次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
 - ① (i)の①および②を満たす、医療診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
 - ② 別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- (1) 同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- (2) 一連の手術を受けた場合
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医療診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- (3) 入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

- 被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。
- (1) その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
 - (注) 被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - (2) 治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
 - 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
 - (3) 次のいずれかの放射線治療であること
 - ① 医療診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医療診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)
 - ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
 - (4) すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

III. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金をお支払いできません。
 - (1) 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者の定酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - ・頭部虚脱群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
 - (注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合)にも、給付金のお支払いはできません。
 - (注2) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- (2) 入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効となったとき
- (4) 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5) 保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6) 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が無効となったとき
- (7) 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効となったとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)
- ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③ 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (8) 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。
以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
・地震、噴火または津波によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
 - ・当社所定の「給付金請求書」
 - ・国内の病院または診療所の場合
 - 一 当社所定の様式による「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」に代わり、「治療内容報告書」と「領収書のコピー」をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1)入院給付金をご請求いただく場合
 - ・入院日数が30日以下、または給付金額が10万円以下であること。
 - ・すでに退院していること。
 - ・病気による入院の場合、ご加入(増額)から2年経過後の入院であること。
- (2)手術給付金をご請求いただく場合
 - ・受けられた手術が1回のみであること。
 - ・病気による手術の場合、ご加入(増額)から2年経過後の手術であること。

＜以下の場合は当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」のご提出が必要です。＞

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
 - ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医師診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた「治療内容報告書」にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
 - 一 事故状況報告書
 - 一 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)
- ・海外の病院または診療所の場合
 - 一 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書 ※診断書の和訳文も添付願います。
 - 一 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類

- ＜ご注意＞
- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
 - ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を経由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。)および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じて個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱いします。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成8年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊婦、分娩および産じょく(産)における浮腫、たんぱく(蛋白)尿および高血圧性症候群	O10～O16
主として妊婦に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく(産)に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
 (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する介護療養施設に定める施設所において、西暦における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し手術を受ける場合には、その施設所を含みます。)、ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
 なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
 (2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医師診療報酬点数表

「医師診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医師診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価医療費及び選定医療費」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、異種移植は含みません。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術
 「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

日本生命保険相互会社
 企業保険サービス課
 平成24年8月3日
 K2012-250

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください!

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容(お受取の対象となる保険金・給付金)については、下表のとおりです。なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保障内容	団体定期保険	総合医療保険(団体型)
死亡保険金	○	
災害保険金	○	
高度障がい保険金	○	
障がい給付金	○	
入院給付金(病気による)		○
入院給付金(災害による)	○	○
手術給付金		○
放射線治療給付金		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください! ※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 不慮の事故により入院した。

不慮の事故により所定の入院をされた場合、団体定期保険・総合医療保険(団体型)のそれぞれで入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。
 (注) 団体定期保険で保障される入院は、不慮の事故が原因で入院された場合に限られますので、病気が原因で入院された場合には入院給付金をお受取りいただけません。

【事例】 不慮の事故が原因で所定の身体障がい状態になられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 不慮の事故により指を切断したため入院したが、障がい状態は回復せず所定の身体障がい状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障がい給付金についてご請求いただけないケースがみられます。
 障がい状態が回復せず所定の身体障がい状態となられた際に障がい給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険(団体型)では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術を受けられた際には手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
 放射線治療を受けた。

総合医療保険(団体型)では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

3大疾病保障保険 ご契約の概要について (契約概要)

3大疾病保障保険 (団体型)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

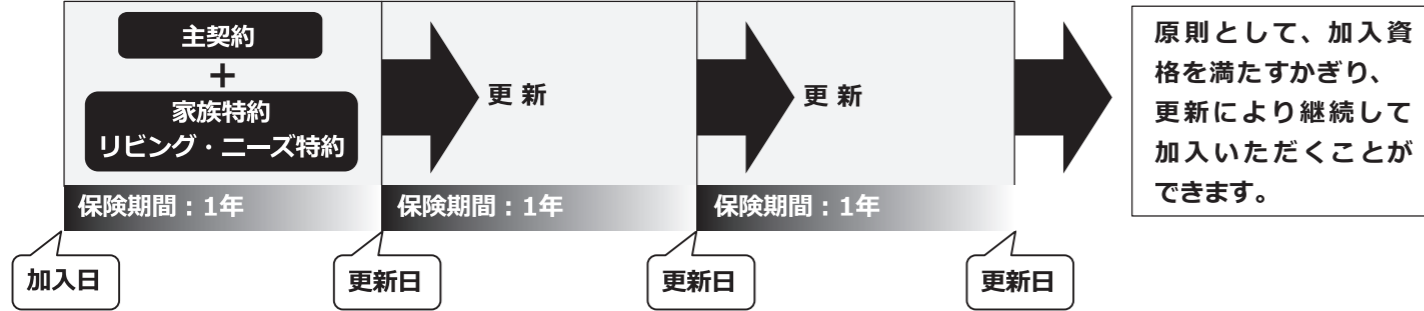
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ (ご意向) に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者 (被保険者) の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図 (イメージ)



主な保障内容と保障額

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者 (被保険者) の加入状況等に基づき、契約 (団体) ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- この保険契約には、お申込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付3大疾病保障保険 (団体型) 契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 一般財団法人 通商産業福祉協会
引受保険会社 日本生命保険相互会社
日本-団-2021-707-12255-M (R4.1.19) 3疾@家リ簡

特に注意いただきたい事項について (注意喚起情報)

3大疾病保障保険 (団体型)

この「注意喚起情報」は、ご加入 (*) のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(*) 保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入 (*) のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入 (*) のお申込みをお断りするものではありません。

- 引受保険会社の職員 (営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面 (「申込書兼告知書」等) にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入 (*) を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
- 「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入 (*) を承諾した場合、所定の加入日 (*) から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日 (*) については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員 (営業職員・コールセンター担当者等) には、ご加入 (*) を承諾する権限がありません。

高度障がい保険金等について

- この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約および家族特約】

- 次のいずれかによる場合
 - ・加入日 (*) 前または加入日 (*) からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されているとき
 - ・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日 (*) 前に生じているとき

- 次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合

- ・加入日 (*) からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。詳しくはパンフレットの「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

引受保険会社 日本生命保険相互会社
K2015-487 特約L201LK 日本-団基-28-4 (2016.4.6) 3疾@家リ
日本-団-2021-707-12255-M (R4.1.19)

正しく告知いただくために

3大疾病保障保険(団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人があらのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が1年以内に発生していた場合(責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます。)には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴(病名、治療期間等)、健康状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

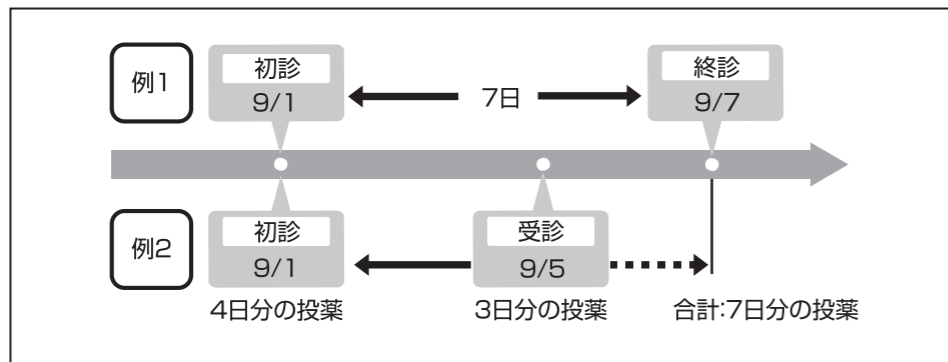
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主契約の被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
※質問事項1項で「はい」に該当される方は、ご加入いただけません。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎「申込書兼告知書」の質問事項

1. 今までに、がん(肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がんを含む)と診断されたことがありますか。
2. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(主契約の被保険者のみ)
3. 申込日から過去3カ月以内に、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。
4. 申込日から過去5年以内に、病気がけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*2、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・妊娠(正常)による入院
- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容とお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

各記載データの出典について

- P2 ① 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」より作成
② 厚生労働省「令和元年(2019)人口動態統計(確定数)の概況」から計算
③ 厚生労働省「平成29年(2017)患者調査の概況」
④ 厚生労働省「平成8年、令和元年社会医療診療行為別統計」
- P7 ⑤ 文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」から計算「国公立大学の授業料等の推移」「平成30年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」(株)日本政策金融公庫「令和2年度 教育費負担の実態調査結果」から計算(児童手当(旧子ども手当)は考慮しないものとする)内閣府ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」を参考に作成(監修:社会保険労務士・CFP®(日本FP協会認定)山本恵子)

- P27 ⑥ 監修:(公財)日本生命済生会日本生命病院【公的医療保険制度対象の治療費】ニッセイ基礎研究所「基礎研レポートがん罹患者の医療費自己負担額～レセプトによる高額療養費制度を考慮した自己負担額の推移」【公的医療保険制度対象外の治療費】<差額ベッド代・食事代(標準負担額)>差額ベッド代:1日当たりの差額ベッド代平均6,354円×平均合計入院日数46日(2年目以降:31日)=約29万円(2年目以降:約20万円)・食事代(標準負担額):1日当たりの食事代1,380円(一般所得者/一般病床等の場合)×平均合計入院日数46日(2年目以降:31日)=約6万円(2年目以降:約4万円)(差額ベッド代:厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第466回)資料 主な選定療養に係る報告状況」/食事代(標準負担額):2021年度の公的医療保険制度に基づいて計算/平均合計入院日数:ニッセイ基礎研究所「基礎研レポートがん罹患者の医療費自己負担額～レセプトによる高額療養費制度を考慮した自己負担額の推移」<重粒子線治療>厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第441回)資料(令和元年6月30日時点における先進医療Aに係る費用)」※重粒子線治療は全てのがんに適応するわけではなく費用も高額なため、がん患者の全員が受けるわけではありませんが、副作用が少なく早期なら根治可能なことや、外来治療もでき短期間で社会復帰できること等が特長です。<リンパドレナージ>1回3,000円のリンパドレナージを月2回、1年間受けた場合の金額(監修:(公財)日本生命済生会日本生命病院)※乳がん・子宮がん・前立腺がん等の手術でリンパ節を摘出したたり放射線治療をすることによってリンパの流れが滞り、手や足がむくむことがあります。これをリンパ浮腫といい、リンパ浮腫を改善するために行う医療マッサージをリンパドレナージといいます。<未承認薬>国立がん研究センター「国内で薬事法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2020年4月30日時点のデータ)」【治療費以外の費用】日本生命調べ 2014年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算/(株)ダスキン メリーメイドの「家事おてつだいサービス」※2020年11月現在の1回・1名・2時間【東京・神奈川エリア】の標準料金11,000円を参考に設定。(11,000円(税込)(標準料金1回・1名・2時間)×12回(1カ月に1回程度))※料金は地域によって異なります。詳しくはダスキンホームページをご覧ください。家事・育児代行費用の一例として「家事代行」の費用を記載しております。

がんになった場合にかかる費用の目安の内訳

- 1年目…《公的医療保険制度対象の治療費》・入院や手術・抗がん剤治療等にかかる費用*1平均約28万円《公的医療保険制度対象外の治療費》・差額ベッド代と食事代(標準負担額)にかかる費用約35万円・先進医療・自由診療*2等にかかる費用(重粒子線治療(技術料)*3)平均約309万円《治療費以外の費用》・入院準備や医療用ウィッグ等の費用約81万円
- 2年目以降(年間費用)…《公的医療保険制度対象の治療費》・入院や手術・抗がん剤治療等にかかる費用*1平均約7万円《公的医療保険制度対象外の治療費》・差額ベッド代と食事代(標準負担額)にかかる費用約24万円・先進医療・自由診療*2等にかかる費用(リンパドレナージ)約7万円《治療費以外の費用》・交通費や医療用ウィッグ等の費用約56万円
- *1 がん罹患後に発生した医療費の総額を基に、自己負担割合3割として計算(高額療養費制度適用後の金額)
- *2 自由診療にかかる費用には、未承認薬(米国および欧州で承認済・日本では未承認の抗がん剤の薬価(1カ月分))約23万～4,750万円等があります。
- *3 重粒子線治療等の先進医療については、対象となる医療行為や医療機関等に制限があります。詳しくは厚生労働省のホームページ等をご確認ください。また、粒子線治療は、次の一部のがんで公的医療保険制度の対象となりました。2016年4月:<重粒子線治療>切除非適応の骨軟部がん、<陽子線治療>小児がん 2018年4月:<重粒子線治療・陽子線治療>頭頸部がん(口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く)、前立腺がん<陽子線治療>切除非適応の骨軟部がん
- ※ 自由診療の場合、通常は保険診療となる部分も含めて全額自己負担となり、その治療法や受診する医療機関によって費用(自己負担額)は変動するため、専門の医療機関や医師にご相談ください。
- ※ 2020年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。

- P28 ⑦ 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」日本生命調べ 2014年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算
⑧ 【入院・手術等の費用】<入院・手術にかかる費用>厚生労働省「令和元年 社会医療診療行為別統計」「平成29年(2017)患者調査の概況」<差額ベッド代>1日当たりの差額ベッド代6,354円×傷病別にみた退院患者の平均在院日数で計算(差額ベッド代:厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第466回)資料 主な選定療養に係る報告状況」)<食事代(標準負担額)>1日当たりの食事代1,380円(一般所得者/一般病床等の場合)×傷病別にみた退院患者の平均在院日数で計算(食事代(標準負担額):2021年度の公的医療保険制度に基づいて計算)【その他の費用(交通費・外食費用)】日本生命調べ 2017年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算



無料でご利用いただけます。 ※郵送検査キットによる血液検査サービスについては優待価格でのご提供となります。

対象保険商品 終身医療保険 セルフガードII ガン治療保険

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。
●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

24時間365日、PCやスマートフォンから文章や写真で相談できる、オンライン健康相談サービス

24時間365日、医師・保健師・看護師などのスタッフに健康・医療・育児・メンタルヘルスなどの相談ができる、電話サービス

オンライン健康相談 (Doctors Me)
健康・医療 薬のこと 歯の健康
栄養バランス ペットのこと

24時間電話健康相談サービス
健康・医療 育児
メンタルヘルス

医師、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師。各分野に精通した専門家がお応えします。匿名で相談できるので聞きづらいこともお気軽に!

夜間・休日の医療機関情報
専門窓口別医療機関情報

セカンドオピニオンのご提供などで最適な治療の選択をサポート

優秀糖尿病臨床医の紹介などで糖尿病の早期発見・早期治療・重症化防止をサポート

セカンドオピニオンサービス
総合相談医(日本を代表する名医)によるセカンドオピニオン
総合相談医の判断により
無料で紹介状を作成し優秀専門臨床医を紹介

糖尿病サポートサービス
糖尿病の相談サービス
必要に応じて
優秀糖尿病臨床医紹介サービス
糖尿病の専門医療機関案内サービス

例えば、脳梗塞にかかりリハビリテーションや介護が必要になったら...ご本人やご家族の不安・疑問にお応えします

介護・リハビリサポートサービス
介護・リハビリサポートハンドブックのご提供
介護電話相談サービス
リハビリ病院・介護施設情報提供サービス

あたまの健康チェック
認知機能の変化に早めに気づいて対応するための簡易なチェックツール。ご自身の認知機能の状態を約10分で確認することができます!

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キット 優待価格

郵送検査キットによる血液検査サービス
糖尿病検査キット
生活習慣病+糖尿病検査キット
ピロリ菌検査キット
自宅で手軽にできる郵送方式の検査キットで、糖尿病や生活習慣病、ピロリ菌感染などの検査ができます。

ご利用になれる方はサービスにより異なります。

Table with 5 columns: サービス, 対象保険商品の, ご契約者さま, 被保険者さま, ご家族. Rows include Online Health Consultation, 24-hour Phone Health Consultation, Second Opinion Service, Diabetes Support Service, Care/Rehabilitation Support Service, and Mail Delivery Blood Test Service.

※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認ください。カスタマーサービスセンター(TEL:03-6757-0310 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までお問い合わせください。

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

給付金などの支払事由と支払限度などについて

重要

終身医療保険 セルフガードII

Table with 5 columns: 主契約, 手術給付特約, 手術補完給付特約, 先進医療給付特約(12), 生活習慣病入院給付特約(09)(120日型), 退院後療養給付特約. Columns include 給付金名, お支払事由, お支払金額, お支払限度.

*1 一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回のみのお支払いとなります。
*2 60日に1回の給付を限度としているために手術給付金が支払われない場合を含みます。
*3 被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。
●給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した不慮の事故あるいは発病された疾病などを直接の原因とした場合に限りま

■主契約について

- 災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取扱います。
・災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
・災害入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金はお支払いしません。
・疾病入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
・災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金が支払われる期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金はお支払いしません。
・同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。
・所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

■手術給付特約について

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
・屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。

■手術補完給付特約について

- 同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する複数の手術または放射線治療を受けられたときは、いずれか1つの手術または放射線治療についてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
・同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する手術および放射線治療を受けられたときは、手術または放射線治療いずれかについてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
・手術補完給付金のお支払事由に該当する手術または放射線治療と、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を同一の日に受けられた場合は、手術補完給付金はお支払いしません。

- 所定の放射線治療を受けられ手術補完給付金が支払われる場合は、その施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
・手術補完給付金をお支払いした後に、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当することとなった場合は、手術給付金をお支払いします。この場合、手術補完給付金のお支払事由に該当しなかったものとしてお取扱いし、すでに支払われた手術補完給付金との差額があれば、その差額をお支払いします。
・手術給付特約を解約された場合、この特約も同時に解約となります。
・所定の手術は、治療を直接の目的とし、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限りま。美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。
(対象外の手術)(1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン (4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な修復術、修復固定術および授動術 (5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)抜歯手術

■先進医療給付特約(12)について

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづき厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けた場合を指します。
・先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。
・ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっていない場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。
・先進医療の取り扱いが認められた保険医療機関で先進医療と同様の療養を受けても、当該医療機関の判断によりその療養が先進医療として実施されたものでない場合には、この特約のお支払いの対象とはなりません。
・先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
・同一の「先進医療」において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
・先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。

終身医療保険 セルフガードII

ガン治療保険

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)

給付金などの支払事由と支払限度などについて

ガン治療保険

	名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
主契約	ガン手術給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき	基本給付金額×2	ありません
	ガン特定手術サポート給付金	保険期間中に、ガン手術給付金支払われる手術のうち、以下の手術を受けられたとき (1)食道切除術および食道全摘出術 (2)胃切除術および胃全摘出術 (3)小腸切除術および小腸全摘出術 (4)結腸切除術および結腸全摘出術 (5)直腸切除術および直腸全摘出術 (6)肛門切除術および肛門全摘出術	基本給付金額×2	ありません
	ガン放射線治療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき	基本給付金額×2	60日に1回
	化学療法給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき	基本給付金額 (お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回)	通算60ヵ月
	緩和療養給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①ガン性疼痛緩和を目的とした、所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき ②ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした、所定の緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をされたとき	基本給付金額 (お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回)	通算60ヵ月
上皮内新生物治療給付特約	上皮内新生物手術給付金	責任開始期以後に診断確定された所定の上皮内新生物を直接の原因として、保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき	特約基本給付金額×2	ありません
	上皮内新生物放射線治療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定の上皮内新生物を直接の原因として、保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき	特約基本給付金額×2	60日に1回
ガン先進医療給付特約(12)	ガン先進医療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*が「0」の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*と同額	1回の療養につき1,000万円、通算2,000万円
	ガン先進医療一時金	ガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円	—

*被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

■主契約のガン手術給付金および上皮内新生物治療給付特約の上皮内新生物手術給付金について

- ガン手術給付金のお支払対象となる所定の手術は、次のいずれかに該当する手術に限ります。
 - 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること
 - 医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている施術のうち、造血幹細胞移植であること
- 上皮内新生物手術給付金のお支払対象となる所定の手術は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限ります。
- 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、所定のガンの治療を直接の目的とした手術でなければガン手術給付金の、所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術でなければ上皮内新生物手術給付金のお支払対象となりません。
- ガン手術給付金のお支払対象となる手術については、所定のガンの治療を直接の目的とした手術であるものに限ります。上皮内新生物手術給付金のお支払対象となる手術については、所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術であるものに限ります。美容整形上の手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。
- 同一の日にガン手術給付金のお支払事由に該当する手術を複数回受けた場合は、いずれか1つの手術についてのみ、ガン手術給付金をお支払いします。同一の日に上皮内新生物手術給付金のお支払事由に該当する手術を複数回受けた場合は、いずれか1つの手術についてのみ、上皮内新生物手術給付金をお支払いします。
- 所定のガンおよび所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術であっても、以下の手術は対象外となります。

(1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン (4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、 整復固定術および授動術 (5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)抜歯手術
--

- 同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術については、いずれか1つの手術についてのみお支払いします。

■主契約のガン特定手術サポート給付金について

※ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。

■主契約のガン放射線治療給付金および上皮内新生物治療給付特約の上皮内新生物放射線治療給付金について

- ガン放射線治療給付金および上皮内新生物放射線治療給付金のお支払対象となる所定の放射線治療は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療に限ります。

■主契約の化学療法給付金について

- 化学療法給付金のお支払対象となる所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限ります。
- 所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が公的医療保険制度の給付対象となる場合に限り、化学療法給付金をお支払いします。
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんにもとづいて抗がん剤の支給を受けた場合に限り化学療法給付金をお支払いします。

■保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

■保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

- 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 脊椎に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 10手指の用を全く永久に失ったもの
- 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの

■代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■現在のご契約内容および継続保険料(保険料の更改など)について募集時に配付される「現在のご契約内容」でご確認ください。

■この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。

- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉について

- 同一の生活習慣病を直接の原因として1日以上入院を含んで2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、退院後180日を経過して再び入院された場合は新たな入院とみなします。
- お支払対象となる生活習慣病は、次のとおりです。
〈お支払いの対象となる生活習慣病〉
(1)悪性新生物 (2)糖尿病 (3)心疾患 (4)高血圧性疾患 (5)脳血管疾患
- 生活習慣病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、この特約は消滅します。

■退院後療養給付特約について

- 2回以上入院され、退院後療養給付金のお支払事由に該当されても、次のいずれかの場合は1回の入院とみなし、退院後療養給付金は重複してお支払いしません。
 - 同一の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合。
 - ガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、疾病入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、別の入院として取り扱います。
 - 同一のガンを直接の原因として、2回以上入院した場合。ただし、ガン入院給付金の支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、別の入院として取り扱います。
- 主契約の災害入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき、主契約の疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したとき、または退院後療養給付金のお支払回数が通算して10回に達したときは、この特約は消滅します。

■死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)について

- このご契約は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されておりますので、死亡保険金がお支払いの対象外となります。そのため、死亡保険金の給付にかかわる保険料が、主契約の保険料から差し引かれています。
- この特約のみの解約はできません。

■無事故割引特則について

- この特則において「無事故」とは、無事故判定期間中に、次のいずれにも該当する場合のことをいいます。
 - 災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
 - 疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
- 保険料更改日は、ご契約日から起算して5年ごとの年単位の契約応当日となります。ご契約日または保険料更改日から起算して5年間の無事故判定期間といえます。
- 5年間の無事故判定期間において無事故と判定された場合、以後の主契約の保険料を割引きます。
- この特則の1回あたりの割引額は【契約時の主契約保険料×10%】となります。
- この特則の割引回数とは、ご契約日から各保険料更改日までの間に無事故と判定された回数をいい、5回を限度とします。(最高で契約時の主契約保険料の50%)
- 災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、以後の保険料はその時点の保険料を適用いたします。
- 特約保険料はこの特則の適用対象になりません。
- この特則のみの解約はできません。

■払いもどし金について

- この保険は主契約の保険料払込期間の払いもどし金がないしくみの保険です。このご契約は主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金がありません。
- この保険の特約の払いもどし金はありません。

■保険料払込免除について

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 - 責任開始期以後のケガ、疾病または所定のガンにより、所定の高度障害状態に該当されたとき
 - 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

※通院には、往診を含みます。

※抗がん剤による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される抗がん剤が化学療法給付金のお支払対象となる抗がん剤であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

■主契約の緩和療養給付金について

- 緩和療養給付金のお支払対象となる所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限ります。
- 緩和療養給付金のお支払対象となる所定の緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院に限ります。
- 所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料もしくは処方せん料または緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算もしくは有床診療所緩和ケア診療加算が公的医療保険制度の給付対象となる場合に限り、緩和療養給付金をお支払いします。
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんにもとづいて所定の疼痛緩和薬の支給を受けた場合に限り緩和療養給付金をお支払いします。

※通院には、往診を含みます。

※疼痛緩和薬による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される疼痛緩和薬が緩和療養給付金のお支払対象となる疼痛緩和薬であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

■ガン先進医療給付特約(12)について

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづき厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」をその取り扱いが認められた保険医療機関で受けた場合を指します。
- 先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は、適宜見直しされます。
- ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。
- 先進医療の取り扱いが認められた保険医療機関で先進医療と同様の療養を受けても、当該医療機関の判断によりその療養が先進医療として実施されたものでない場合には、この特約のお支払いの対象とはなりません。
- 先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- 同一の「先進医療」において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
- ガン先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。

■自動更新について

- 保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご契約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。(保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
- 更新後のご契約の基本給付金額および保険期間は更新前のご契約のものと同じとします。
- 更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるとときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。また、更新前のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるときに、更新後のご契約の保険期間を終身としてご契約を更新します。この場合、更新後のご契約の保険料払込期間は終身とします。

■払いもどし金について

- この保険には払いもどし金はありません。

■保険料払込免除について

- 次の場合には保険料のお払込みを免除します。
 1. 責任開始期以後のケガまたは疾病によって所定の高度障害状態に該当されたとき
 2. 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当されたとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
8. 10足指を失ったもの

■代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

●現在のご契約内容および継続保険料(保険料の更改など)について募集時に配付される「現在のご契約内容」でご確認ください。

●この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。

●この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

●アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

重要事項説明書

終身医療保険 セルフガードⅡ

(入院保障保険(終身型 09))

この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。

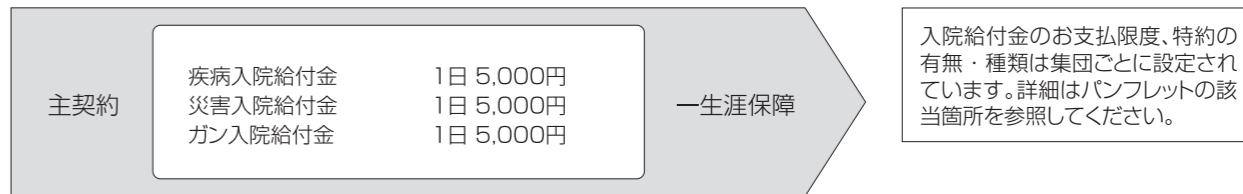
※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

〈契約概要〉

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■商品の仕組

保険商品の名称 入院保障保険(終身型 09)
特徴 病気やケガによる入院を終身保障する商品です。
仕組図 【入院給付金日額 5,000円の場合】



ご契約

(※)死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているため、死亡保険金はありません。

■保険期間

保険期間は、終身です。

■主なお支払事由とお支払限度

入院保障保険(終身型 09)の主なお支払事由とお支払限度はパンフレットの該当箇所をご確認ください。

■保険料払込免除について

被保険者がケガ、疾病または所定のガンにより、所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故によりその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。ご契約はそのまま継続いただけます。

■引受保険金額について

主契約の入院給付金日額は5,000円または10,000円とします。

■保険料について

保険料は集団扱月払とします。保険料はパンフレットの該当箇所をご確認ください。保険料は集団を通じて所定の方法により払込んでいただきます。集団から脱退後、当該集団を経由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

主契約のほか特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

〈注意喚起情報〉の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

〈注意喚起情報〉

「保険金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■クーリング・オフ制度について

・申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお払込みいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。ご契約の変更の場合は変更前のご契約に戻ります。

ただし、アクサ生命所定の医師の診査が終了した場合など、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。

〈お申出方法〉

・お申込みの撤回などは、郵便により上記の範囲内(8日以内の消印有効)に〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。

・郵便(はがき、手紙)にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所・第1回保険料充当金額収証を受領している場合は記載の番号(表面右上)および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

●健康状態や職業についてありのままをお知らせください。(告知義務)

・被保険者やご契約者には保険金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

●告知受領権は生命保険会社が有しています。

・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

●告知の内容によっては、ご契約をお断りしたり、条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

・アクサ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。告知の内容によっては、ご契約をお引受けできないことがあります。傷病歴がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。

●お知らせいただいた内容(告知内容)が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。(告知義務違反)

・告知いただく内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載しております。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

・責任開始の日から2年を経過していても、保険金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、払いもどし金があればご契約者にお支払いします。

(ただし、「保険金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。)

※なお、上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。)また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■保障の責任開始期・契約日について

・このご契約には集団扱特約に「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が付加されますので、お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額が給与より控除された日(または契約者指定口座から振り替えられた日)にお払込みがあったものとして、その日よりアクサ生命はご契約上の保障を開始します。ただしその日までに契約申込書(告知書)が提出されない場合は保障は開始されません。契約日は責任開始期の属する月の翌月1日とします。

・生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金などのお支払いについて

・お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

・お支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

・アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

・保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

■代理請求特約について

・代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者をご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、保険金・給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人がご請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

・代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■保険金などが支払われない場合について

●次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

・給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病または発生したケガなどが原因でお支払事由に該当した場合を対象としています。したがって、責任開始期前に発病した疾病または発生したケガなどが原因でお支払事由に該当した場合には、給付金などのお支払いの対象となりません。

※「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常(症状)を自覚または認識した時点をしいます。

※責任開始期から2年を経過して開始した入院などについては、責任開始期前に発病した病気または発生したケガを原因とするものであっても、給付金などをお支払いします。

・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合

・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合

・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

・保険契約について詐欺により取消しとなった場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合

・保険金などの免責事由に該当した場合(例：責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など)

また、保険料払込免除が適用される保険種類では、ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態になられた場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

・保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

・お払込みの猶予期間は、

月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで

年払・半年払契約…………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(契約応当日がない月の場合は、その月の末日)まで(ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。)

・上記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います(ご契約の失効)。失効になりますと保険金などのお支払事由が発生しても保険金などのお支払いはできません。

・いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

・ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

・この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。(保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。)

・保険料払込期間満了後の払いもどし金は死亡保険金と同額です。(保険料払込期間満了までの保険料が払込まれている場合に限ります。)

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

・保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

・アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午 午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

■新たな保険契約への乗り換えについて

～現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～

現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

・多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。

・一般のご契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。

また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。

よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより上記のとおりご契約が解除・取消しとなることもありますので、ご注意ください。どうぞよろしくお願いいたします。

・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

・生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

アクサ生命カスタマーサービスセンター

TEL：0120-568-093(受付時間：月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

・ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談室へご連絡ください。

アクサ生命お客様相談室

TEL：0120-030-775(受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■指定紛争解決機関について

・この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)

・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

重要事項説明書

ガン治療保険 (ガン治療保険(無解約払いもどし金型))

この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。
※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

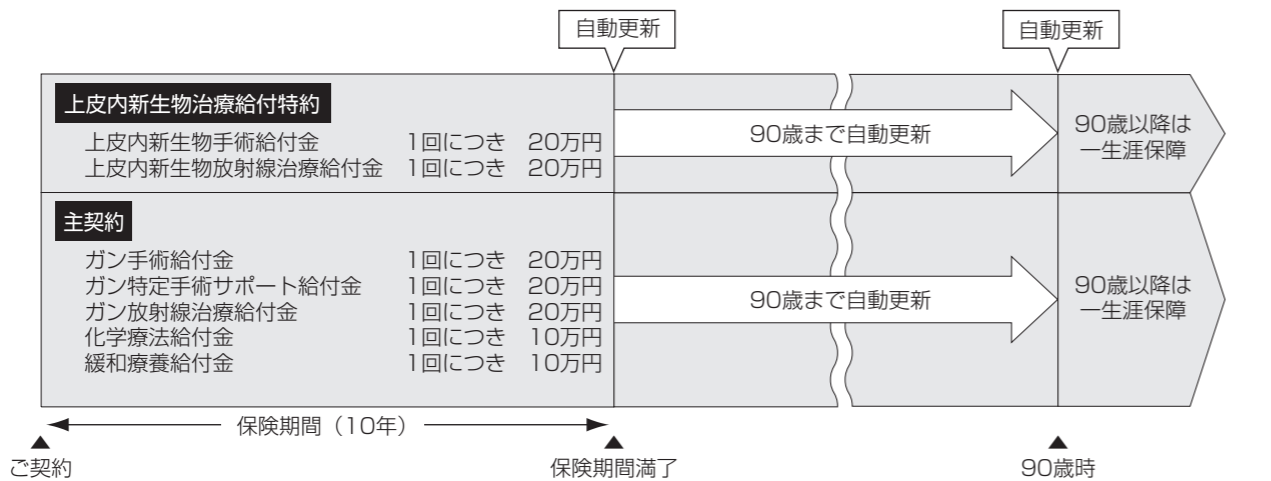
〈契約概要〉

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■商品の仕組

保険商品の名称 上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険(無解約払いもどし金型)
特徴 所定のガンの治療を目的とした手術、放射線治療、化学療法および所定のガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした緩和療養を保障する商品です。

仕組図 【主契約 基本給付金額:10万円、上皮内新生物治療給付特約 特約基本給付金額:10万円、保険期間:10年の場合】



※上記は、ご契約いただく商品の代表例を示しております。給付金のお支払限度、特約の有無・種類は団体ごとを設定されています。詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

■保険期間

保険期間は、10年です。
※保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、健康状態にかかわらず、ご契約は自動的に更新されます。更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。
※更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてご契約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

■主なお支払事由とお支払限度

ガン治療保険(無解約払いもどし金型)の主なお支払事由とお支払限度はパンフレットの該当箇所をご確認ください。

■保険料払込免除について

被保険者がケガまたは疾病により、所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故によりその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。ご契約はそのまま継続いただけます。

■引受保険金額について

主契約の基本給付金額は5万円、10万円、15万円または20万円とします。

■保険料について

保険料は団体取扱月払とします。保険料はパンフレットの該当箇所をご確認ください。保険料は団体を通じて所定の方法により払込んでいただけます。団体から脱退後、当該団体を經由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

主契約のほか特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

〈注意喚起情報〉の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

〈注意喚起情報〉

「給付金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■クーリング・オフ制度について

・申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお支払いいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お支払いいただいた金額をお返しいたします。ただし、アクサ生命所定の医師の診査が終了した場合など、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。
〈お申出方法〉
・お申込みの撤回などは、郵便により上記の範囲内(8日以内の消印有効)にて〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。
・郵便(はがき、手紙)にはお申込みの撤回などを旨明記し、申込者などの氏名・住所・第1回保険料充当金額収証を受領している場合は記載の番号(表面右上)および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

- 健康状態や職業についてありのままをお知らせください。(告知義務)
 - ・被保険者やご契約者には給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。
 - ・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
 - ・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金などのご請求および保険料のお支払の免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- 告知の内容によっては、ご契約をお断りしたりする場合があります。
- お知らせいただいた内容(告知内容)が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。(告知義務違反)
 - ・告知いただく内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。責任開始の日から2年を経過していても、給付金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。(ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。)
 - ※なお、上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。)また、すでにお支払いいただいた保険料はお返しいたしません。

■保障の責任開始期・契約日について

・このご契約には団体取扱特約に「第1回保険料を団体から払い込む場合の特則」が付加されますので、お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額が給与より控除された日(または契約者指定口座から振り替えられた日)にお払込みがあったものとして、その日よりアクサ生命はご契約上の保障を開始します。ただしその日までに契約申込書(告知書)が提出されない場合は保障は開始されません。契約日は責任開始期の属する月の翌月1日とします。
・生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■給付金などのお支払いについて

・お客さまからのご請求に応じて、給付金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金などのお支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
・お支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
・アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

お申込みにあたっては、次の内容についても必ずご確認ください。

■団体取扱・集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 団体取扱・集団扱でご契約になれるのは、当該団体・集団の所属員・構成員の方のみです。
 - ・団体取扱・集団扱をご利用のご契約者が当該団体・集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- 当該団体・集団から脱退後に、当該団体・集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法（経路）に変更が必要となります。
 - ・他の払込方法（経路）に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

■代理請求特約について

- ・代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人がご請求することができます。（詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。）
- ・代理請求人となられる方（複数の場合は全員）に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■給付金などが支払われない場合について

- 次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
 - ・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
 - ・保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
 - ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態に該当された場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。
- ※この保険の場合、被保険者が告知前または告知時から責任開始期前にガンと診断確定されていたときは、ご契約は無効となり、給付金などはお支払いできません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

- ・保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ・お払込みの猶予期間は、
 - 月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで
 - 年払・半年払契約……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）まで（ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。）
- ・前記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います（ご契約の失効）。失効になりますと給付金などのお支払事由が発生しても給付金などのお支払いはできません。
- ・いったん失効したご契約でも、失効後6ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
- ・ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

- ・この保険は、解約された場合、払いもどし金はありません。

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

- ・保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
 - ・アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
- 生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午 午後1時～午後5時」
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

■新たな保険契約への乗り換えについて

- ～現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～
- 現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
- ・多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
 - ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
 - 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。
 - また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。
 - よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより上記のとおりご契約が解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。
 - ・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

- ・生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。
 - アクサ生命カスタマーサービスセンター
 - TEL：0120-568-093（受付時間：月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）
- ・ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談室へご連絡ください。
 - アクサ生命お客様相談室
 - TEL：0120-030-775（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

■指定紛争解決機関について

- ・この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

引受保険会社：アクサ生命保険株式会社
 取扱募集代理店：一般財団法人 通商産業福祉協会